

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

薩摩川内市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が令和元年10月1日に施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**になりました。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効
H10. 4. 1 ~ H11. 3. 31	令和2年9月29日までの1年間
H11. 4. 1 ~ H15. 3. 31	令和3年9月29日までの2年間
H15. 4. 1 ~ H19. 3. 31	令和4年9月29日までの3年間
H19. 4. 1 ~ H25. 3. 31	令和5年9月29日までの4年間
H25. 4. 1 ~ R1. 9. 30	令和6年9月29日までの5年間

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**通知**します。
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**
登録内容に変更がある場合は、至急届出ください。

●指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）に準拠。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ・更新申請書
- ・機械器具調書
- ・誓約書
- ・主任技術者選任・解任届出書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）
又は住民票（個人）
- ・完納証明書
- ・従来の指定給水装置工事事業者証
- ・その他必要書類など

●指定更新手数料

1件につき 12,000円

◇更新申請についてのお問い合わせ
水道局 上水道課 TEL0996-20-8502